令和4年度

日向市財政健全化審査及び 経営健全化審査意見書

日向市監査委員

発日監第 1 3 2 号 令和 5 年 8 月 2 8 日

日向市長 十屋幸平 様

日向市監査委員 門 脇 功 郎

日向市監査委員 畝 原 幸 裕

令和4年度日向市財政健全化審査及び経営健全化審査 意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1 頁
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率	3
	(1) 実質赤字比率	4
	(2) 連結実質赤字比率	5
	(3) 実質公債費比率	6
	(4) 将来負担比率	7
3	資金不足比率	8
第5	まとめ	9

凡 例

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、表示単位未満を切り捨て、表中の増減率は、表示単位未満を四捨五入した。
- 2 「ポイント」は、前年度の比率との比較である。
- 3 各表中の符号等の用法は、次のとおりである。

「0.0」・・・・・・・ 該当数値はあるが、単位未満のもの

「 △ 」 ・・・・・・ マイナス

「一」・・・・・・ 該当数値のないもの

「皆増」 ・・・・・・ 前年度に該当数値がなく、全額増加したもの

「皆減」 ・・・・・・・ 当年度に該当数値がなく、全額減少したもの

令和4年度 日向市財政健全化審査及び経営健全化審査意見

第1 審査の対象

1 令和4年度 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の 基礎となる事項を記載した書類

2 令和4年度 資金不足比率

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月27日から令和5年8月28日まで

第3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に基づき、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載 した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

	会	計	区	分	対	多	Ŕ	範	囲
普通会計	一般会計等に 属する 特別会計	一般 公営住宅事 財光寺南土 城山墓園事 簡易給水施	地区画整理業特別会記	里事業特別会計	実質赤字比率				
公営事業	一般会計等以外 の特別会計のう ち公営企業会計 に係る特別会計 以外の特別会計	介護保険事	険東郷診療 業特別会言 域介護認定 医療事業物	療所特別会計 計(保険事業勘定) 定審査事業特別会計		連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
会計	法 適 用 公営企業	下水道事業簡易水道事農業集落排	会計業会計	 					※資金不足比率
広	部事務組合・ 域 連 合 ニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー	日向東臼杵 宮崎県後期 宮崎県北部 該当なし	高齢者医療						

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	令和4年度	令和3年度	増減	早期健全化基準	財政再生 基 準
実質赤字比率	— (△ 4.46)	— (△ 4.29)	— (△ 0.17)	12. 68	20.00
連結実質赤字比率	— (△ 18.38)	— (△ 15.74)	— (△ 2.64)	17. 68	30.00
実質公債費比率	11. 0	10. 7	0.3	25. 0	35. 0
将来負担比率	30. 4	40.8	△ 10.4	350. 0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため 「一」で表示した。各比率の()内の数値は計算結果に基づく数値を参考として 表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値は無い。 実質公債費比率は 11.0%で、前年度に比べ 0.3ポイント上昇している。

将来負担比率は 30.4%で、前年度に比べ 10.4ポイント低下している。

それぞれの比率については、国の示す基準である早期健全化基準・財政再生基準を 下回っており、財政の健全基準の範囲である。

【早期健全化基準・財政再生基準の適用】

- ・地方公共団体の財政破綻を未然に防ぐために「早期健全化基準」「財政再生基準」 の2段階で財政悪化をチェックすることが目的である。
- ・健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決 を経て財政健全化計画を定めることとなる。
- ・財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難と認められるときは、国等の関与により、確実な財政再生が行われることとなる。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

実質収支額は 7億3,250万円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、 参考としての比率を求めている。

(単位:%)

区	分	令和4年度	令和3年度	増減
参考比率	(A) / (B)	△ 4.46	△ 4.29	△ 0.17

(単位:千円・%)

17	,	~		実 質 4	又 支 額	
区	<u> </u>	分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
一般	会	計	724, 398	706, 484	17, 914	2.5
一般会計等に属	属する特	別会計	8, 106	8, 392	△ 286	△ 3.4
公営住宅事業特別	別会計		3, 275	2, 433	842	34. 6
財光寺南土地区画	整理事業	特別会計	4, 373	5, 524	△ 1,151	△ 20.8
城山墓園事業特別	別会計		204	218	△ 14	△ 6.4
簡易給水施設特別	別会計		254	217	37	17. 1
合	計	(A)	732, 504	714, 876	17, 628	2. 5
標準財政	規 模	(B)	16, 398, 292	16, 661, 117	△ 262, 825	△ 1.6

標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すものである。

(単位:千円・%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減 額	増減率
標準税収入額等	9, 710, 176	9, 195, 176	515, 000	5. 6
普 通 交 付 税 額	6, 420, 643	6, 533, 219	△ 112, 576	△ 1.7
臨時財政対策債発行可能額	267, 473	932, 722	△ 665, 249	△ 71.3
合計 (標準財政規模)	16, 398, 292	16, 661, 117	△ 262, 825	△ 1.6

標準財政規模は、前年度に比べ 2億6,283万円 (1.6%) 減少している。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

連結実質収支額は 30億1,488万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めている。

(単位:%)

区	分	令和4年度	令和3年度	増	減
参考比率 ((A)	+(B)) \(\langle (C)	△ 18.38	△ 15.74		△ 2.64

(単位:千円・%)

実質収支額(法適用企業については資金不足額・剰余額					• 剰余額)		
<u> </u>	<u>X.</u>		分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
_	般	会	計	724, 398	706, 484	17, 914	2. 5
	公営住宅	三事業特別	川会計	3, 275	2, 433	842	34. 6
一般会計等に属す	財光寺南 業特別会	百土地区區 会計	画整理事	4, 373	5, 524	△ 1,151	△ 20.8
る特別会 計	城山墓園	國事業特別	別会計	204	218	△ 14	△ 6.4
	簡易給才	水施設特別	別会計	254	217	37	17. 1
	国民健康	保険事業	特別会計	153, 134	151, 212	1, 922	1. 3
一般会計 以外の特 別会計の	国民健康 会計	保険東郷	診療所特別	799	860	△ 61	△ 7.1
うち公営 企業に係	介護保険 (保険事	美事業特別 事業勘定)	川会計	267, 055	183, 396	83, 659	45.6
る特別会 計以外の 会計	日向入郷 業特別会		認定審査事	0	0	0	_
A #1	後期高齢	者医療事	業特別会計	10, 610	9, 038	1, 572	17. 4
小		計	(A)	1, 164, 102	1, 059, 382	104, 720	9. 9
	水道事業	美会計		1, 263, 875	1, 077, 666	186, 209	17. 3
と 法 適用	下水道事	事業会計		270, 371	226, 257	44, 114	19. 5
企業	簡易水道	直事業会 語	+	131, 835	110, 152	21, 683	19. 7
	農業集落	塔排水事	業会計	184, 697	150, 567	34, 130	22. 7
小		計	(B)	1, 850, 778	1, 564, 642	286, 136	18. 3
合	拉口	† (A)	+ (B)	3, 014, 880	2, 624, 024	390, 856	14. 9
標	準 財 政	規模	(C)	16, 398, 292	16, 661, 117	△ 262, 825	△ 1.6

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化したものであり、比率は次の算式に よる。

(元利償還金 A + 準元利償還金 B) - (特定財源 C + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D)

実質公債費比率 = -----

-の3か年平均

標準財政規模 E - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D

実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位:%)

区	分	令和4年度	令和3年度	増	減
実質公債費比率((3か年平均)	11.0	10.7		0.3

(単位:千円・%)

	区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
A	元利償還金	3, 616, 107	3, 615, 500	3, 544, 917
В	準元利償還金	664, 170	658, 458	661, 780
	A + B 合 計	4, 280, 277	4, 273, 958	4, 206, 697
С	特定財源	166, 246	170, 561	174, 986
D	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	2, 541, 924	2, 548, 843	2, 586, 644
	C + D 合 計	2, 708, 170	2, 719, 404	2, 761, 630
Е	標準財政規模	16, 398, 292	16, 661, 117	16, 133, 722
5	実質公債費比率(単年度)	11. 34574	11. 01562	10.66700

(単位:%)

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実質公債費比率	11.0	10. 7	10. 6
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	6. 6	6. 4
全国市町村(平均値)の比率	(未算定)	5. 5	5. 7
県内市町村(平均値)の比率	(未算定)	7. 1	7. 2

(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債) や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したものであり、比率は次の算式による。

将来負担額 A 一 (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額) B

将来負担比率

標準財政規模 C - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D

将来負担比率は、次のとおりである。

(単位:%)

区	分	令和4年度	令和3年度	増	減
将来負担	旦比率	30. 4	40.8		△ 10.4

(単位:千円・%)

	区 分	令和4年度	令和3年度	増 減 額	増減率
A	将来負担額	41, 186, 375	43, 577, 940	\triangle 2, 391, 565	△ 5.5
В	充当可能財源	36, 963, 832	37, 810, 860	△ 847, 028	△ 2.2
	充当可能基金額	11, 357, 472	10, 540, 562	816, 910	7.8
	特定財源見込額	1, 070, 471	1, 160, 129	△ 89,658	△ 7.7
	地方債現在高等に係る基 準財政需要額算入見込額	24, 535, 889	26, 110, 169	△ 1,574,280	△ 6.0
	A - B 合 計	4, 222, 543	5, 767, 080	\triangle 1, 544, 537	△ 26.8
С	標準財政規模	16, 398, 292	16, 661, 117	△ 262,825	△ 1.6
D	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	2, 541, 924	2, 548, 843	△ 6,919	△ 0.3
	C - D 合 計	13, 856, 368	14, 112, 274	△ 255, 906	△ 1.8

(単位:%)

				· ·
区	分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
将 来 負 担	比 率	30. 4	40.8	59. 4
類似団体(平均値)の比率	(未算定)	18.0	25. 1
全国市町村(平均値	直)の比率	(未算定)	15. 4	24. 9
県内市町村(平均値	直)の比率	(未算定)	0.9	10. 9

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して標準化したものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	令和4年度	令和3年度	増 減	経営健全化 基 準
水 道 事 業 会 計	_	_	_	
下 水 道 事 業 会 計	_	_	_	20.0
簡易水道事業会計	_	_	_	20.0
農業集落排水事業会計	_	1		

いずれの会計も資金剰余額を生じており、資金不足比率は「一」で表示した。 資金不足比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

【経営健全化基準の適用】

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て経営健全化計画を定めることとなる。

比率は次の算式による。

- (A) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てる為に 起こした地方債の現在高-流動資産) -解消可能資金不足額
- (B) = 営業収益の額-受託工事収益の額

水道事業会計 (単位:千円)

	区分		令和4年度	令和3年度	増減		額			
A	資	金	剰	余	額	1, 263, 875	1, 077, 666	186, 20		, 209
В	事	業		規	模	860, 569	1, 035, 615		175,	, 046

下水道事業会計 (単位:千円)

	区分		令和4年度	令和3年度	増	減	額			
A	資	金	剰	余	額	270, 371	226, 257	44, 114		114
В	事	業		規	模	514, 279	518, 668		△ 4,	389

簡易水道事業会計 (単位:千円)

	区 分		令和4年度	令和3年度	増減		額			
A	資	金	剰	余	額	131, 835	110, 152	21, 68		683
В	事	業		規	模	45, 594	56, 796		△ 11, 2	

農業集落排水事業会計 (単位:千円)

	区 分		令和4年度	令和3年度	増	減	額			
A	資	金	剰	余	額	184, 697	150, 567	34, 130		130
В	事	業		規	模	32, 152	32, 459		\triangle	307

第5 ま と め

1 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 7億3,250万円の黒字で、前年度に比べ 1,763万円 (2.5%) の増加となった。

一方、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模は 163億9,829万円で、前年度に比べ 2億6,283万円 (1.6%) の減少となっている。

この結果、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は $\triangle 4.46\%$ で、前年度に 比べ 0.17ポイント減少している。

2 連結実質赤字比率について

連結実質収支額等の合計は、前年度に比べ 3億9,086万円 (14.9%) 増加し 30億1,488万円の黒字となった。この結果、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率は △18.38%となり、前年度に比べ 2.64ポイント減少している。

これは、一般会計 1,791万円、国民健康保険事業会計 192万円、介護保険事業会計

8,366万円、後期高齢者事業会計 157万円、水道事業会計 1億8,621万円、下水道事業会計 4,411万円、簡易水道事業会計 2,168万円及び農業集落排水事業会計 3,413万円の増加によるものである。

3 実質公債費比率について

一般会計等の公債費及び公営事業会計の元利償還などの元利償還金・準元利償還金は 42億8,028万円で、前年度に比べ 632万円 (0.1%) 増加している。

一方、標準財政規模は 163億9,829万円で、前年度に比べ 2億6,283万円 (1.6%) の減少となっている。

この結果、実質公債費比率は、単年度では 11.3%で、前年度に比べ 0.3ポイント上昇し、3ヶ年平均では 11.0%で、前年度に比べ 0.3ポイント上昇しているが、早期健全化基準を下回った数値となっている。

4 将来負担比率について

一般会計等が将来負担する可能性のある将来負担額は 411億8,638万円で、前年度に比べ 23億9,157万円 (5.5%) 減少しており、充当可能な財源は 369億6,383万円となり、前年度 に比べ 8,470万円 (2.2%) の減少となっている。

この結果、将来負担比率は 30.4%で、前年度に比べ 10.4ポイント低下しており、早期 健全化基準を下回った数値となっている。

5 資金不足比率について

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業会計で 12億6,388万円となり、前年度に比べ 1億8,621万円の増加となっている。

下水道事業会計は 2億7,037万円となり、前年度に比べ 4,411万円、簡易水道事業会計は 1億3,184万円となり、前年度と比べ 2,168万円、農業集落排水事業会計は 1億8,470万円となり、前年度に比べ 3,413万円と、いずれも増加となっている。

この結果、各公営企業会計においては、いずれも資金不足は生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

以上のとおり、本市における健全化判断比率等は、いずれも国の示す基準を下回っており、 財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定は必要とされていない。

ただし、短期的な見通しでは、総合体育館建設や野球場整備などの大型事業を展開していく 計画があり、市債発行も財源として想定しているため、市債残高の圧縮が鈍化し、実質公債費 比率や将来負担比率への影響の可能性も考えられる。

今後とも、社会経済情勢の動向や財政状況を踏まえつつ、計画的かつ健全で持続可能な財政 運営に努められたい。